

# ありだ広域観光リーフレット ～掲載施設（みかん狩りなど）募集～

ありだ広域交流協議会では、「有田みかん」のブランドで知られる、和歌山県有田地域のみかんを京阪神をはじめ県外の方々に更に知ってもらい、より多くの誘客につなげたく、新たに「みかん狩り」等に関するリーフレットを作成いたします。

つきましては、当該リーフレットへ掲載を希望される施設を募集いたします。

当該リーフレットは、当協議会HP（「有田観光サイト 山海あおし 遊ぼよありだ」<https://asoboyo-arida.com/>）における情報発信のほか、県内外での観光プロモーションにて活用する予定です。  
是非ともご応募ください。

## ●募集内容

1. 「有田地域」（有田市、湯浅町、広川町、有田川町）において栽培される温州みかん（以下、「有田みかん」という。）に関し、一般の旅行者等を受け入れて「みかん狩り」ができる施設。
2. 「有田みかん」を活用した体験観光を実施する施設。  
例）有田みかん生絞りジュースづくり体験、有田みかんジャムづくり体験など

## ●募集期間

令和4年8月22日（月）～令和4年9月22日（木）

## ●応募要件

応募するには、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 応募者は和歌山県有田地域（有田市・湯浅町・広川町・有田川町）に本社、支店又は所在地をもつ個人又は法人であること。
- (2) 「みかん狩り」や「体験観光」は、和歌山県有田地域（有田市・湯浅町・広川町・有田川町）内で催行されるものであること。
- (3) 申し込みや掲載に費用はかかりません。ただし、原則、応募者が写真素材を提供すること。
- (4) 上記(3)の写真素材の提供が困難である場合は、写真撮影等の取材にご協力いただくとともに、それに掛かる経費（※）は応募者が負担すること。  
（※）写真撮影に必要な人件費、料理や商品に関する費用は、応募者のご負担にてお願いします。
- (5) 一般の旅行者等の受け入れに際して、各施設において体験内容等を勘案の上、必要に応じて各種損害保険等に加入するとともに、催行時には旅行者の安全管理のため、状況に応じた連絡体制や人員配置など、必要な管理体制を整えている事。
- (6) 各種関係法令等に抵触しないこと。

### ☆注意事項

- ①掲載した記事に変更が生じた場合は、速やかに下記の問い合わせ先まで連絡をお願いします。
- ②掲載内容に関して旅行者等とトラブルがあった場合は、応募者の責任に基づきご対応願います。
- ③応募内容が適切でない場合、掲載することができません。
- ④紙面の都合上、応募者多数の場合は掲載対象施設を抽選にて決定させていただきます。  
抽選の結果通知は、リーフレットの完成をもって代えさせていただきます。
- ⑤その他、上記の要件を満たさない場合等については、掲載することができません。

## ●お申し込み方法・お問い合わせ先

募集期間内に別紙「掲載申込書」に必要事項を記入し、Eメールによりお申し込みください。

ありだ広域交流協議会事務局（和歌山県有田振興局企画産業課内）

TEL：0737-64-1286 FAX：0737-64-1274

E-mail：e1304162@pref.wakayama.lg.jp